

新潟県がん対策推進計画（第4次）策定素案の概要（案）

現計画の方向性を基本とし、成果と課題を踏まえ、以下のとおり素案を作成した。

※下線部は現計画からの変更箇所

第1章 計画改定の趣旨

- 平成20年に「新潟県がん対策推進計画」を、平成26年に「新潟県がん対策推進計画(第2次)」を策定し、がんの予防から早期発見・早期治療、高度専門医療、緩和ケアに至るまでの総合的ながん対策を推進してきた。
- 同計画は平成29年の改定を経て、令和2年度に計画期間の終期を迎えたが、依然としてがんは本県における死亡原因の第1位であることから、がん対策の充実を図るため、令和3年3月に「新潟県がん対策推進計画(第3次)」を策定した。
- 令和5年3月に、都道府県計画の基本となる国の第4期がん対策推進基本計画が策定され、都道府県においても新たな取組や目標設定の見直しが必要となったことから、社会状況の変化を鑑み、がん対策の取組を更に充実させていくため、「新潟県がん対策推進計画(第4次)」を策定することとした。

第2章 基本方針

- 国のがん対策推進基本計画及び新潟県がん対策推進条例を踏まえ、次のとおり新潟県がん対策推進計画の基本方針を定める。

【基本方針】

- 1 がん患者等を含めた県民の視点に立ち、県民とともにがんに向き合い、がんに負けることのない社会の実現を目指す計画とする
- 2 国のがん対策推進基本計画や新潟県がん対策推進条例を基本とするとともに、新潟県の地域特性に応じた取組の重点化を図る
- 3 「がん予防」「がん医療」及び「がんとの共生」の3本の柱に「これらを支える基盤」を加えた計画とする
- 4 新潟県健康増進計画「健康にいがた21」や新潟県地域保健医療計画等の諸計画と調和のある計画とする
- 5 計画期間は令和7年から令和11年までとするが、国のがん対策推進基本計画の改定等に合わせて、必要に応じて見直しを行う

第3章 新潟県におけるがんを取り巻く現状

- 本県では全国と比べがんによる粗死亡率が高い状況にある。
- がん年齢調整死亡率は、近年は男女とも低下傾向にあり、平成2年以降ほぼ全国と同程度の水準で推移している。
- 肺がんは本県男性で死因のトップであり、死亡数は増加傾向にある。
- 胃がんは罹患率・死亡率ともに全国よりも高い。
- 乳がんは比較的若年者に多く、増加傾向にある。
- 子宮がんは若年層の増加が目立つ。

- がん登録における登録罹患者数は年々増加し、令和2年には21,356人余が新規に登録されている。
- 部位別の登録罹患者数は、男性では大腸（結腸＋直腸）、胃、肺、前立腺、膀胱の順、女性では乳房、大腸（直腸＋結腸）、胃、子宮、肺の順に多い。
- 年齢調整登録罹患率を全国と比較すると、男性では胃、大腸、肺、食道、胆のう・胆管、膵、女性では胃、大腸、乳房が高い。

第4章 地域特性を踏まえた対策の考え方及び全体目標

1 地域特性を踏まえた対策の考え方

(1) がん予防

- 肺がん … 本県男性で最も死亡が多い。たばこ対策を中心に推進。
- 胃がん … 本県男性で最も罹患が多い。栄養・食生活の改善を中心に推進。
- 大腸がん … 本県女性で最も死亡が多い。食生活の改善や運動を中心に推進。
- 乳がん、子宮がん … 若い世代の罹患が増加。啓発を推進。
- 肝がん … 罹患率・死亡率ともに全国と比べ低いが続く肝炎対策を推進。

(2) がん診療連携拠点病院等の整備

- 地域のがん医療水準の均てん化と質の向上を図る。

(3) がんとの共生

- がん医療の進歩により、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加。
- がんになっても住み慣れた地域で必要な支援を受けながら生活を送ることができる社会を実現し、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す。

2 全体目標

1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

各分野の指標の達成状況を踏まえ、総合的に評価する。

2 患者本位で持続可能ながん医療の実現

各分野の指標の達成状況を踏まえ、総合的に評価する。

3 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

各分野の指標の達成状況を踏まえ、総合的に評価する。

第5章 分野別の現状、取組の方向性、目標

1 がん予防

(1) がんの1次予防

① たばこ対策

- 受動喫煙防止対策として望まない受動喫煙の防止対策の徹底や、飲食店の禁煙・分煙対策の積極的な取組の推進。
- 未成年者の喫煙防止や、喫煙者への啓発・喫煙をやめたい方への禁煙支援の推進。

② 適切な生活習慣の普及定着

- 望ましい食生活の普及啓発（胃がん対策として塩分の適正な摂取、大腸がん対策として食物繊維を多く含む野菜の摂取 等）

- 運動習慣の普及 等
- 乳がんのブレスト・アウェアネスの普及促進

③ 感染に起因するがんへの対策

- 子宮頸がんの予防に向けたHPVワクチン接種の普及啓発
- 肝炎対策の推進
- ヘリコバクター・ピロリの普及啓発

(2) がんの早期発見、がん検診（2次予防）

- 地域保健と職域保健が連携し、受診しやすい環境づくりやがん検診に関する普及啓発、受診勧奨の取組を推進し、がん検診受診率向上を図る。
- 市町村における事業評価の実施の促進等により、市町村が実施するがん検診における精度管理をより一層推進する。

2 がん医療

(1) 医療機関の整備

- 引き続き、がん診療連携拠点病院等を中心とした医療提供体制を整備し、がん診療連携拠点病院等においてがんに関する専門の医療従事者の配置を促進する。 等

(2) がん医療

① がんゲノム医療

- 希望するがん患者が、がんゲノム医療を受けられる体制の整備を促進する。 等

② 手術療法、放射線療法、薬物療法及び免疫療法

- 高度に専門化した放射線療法及び薬物療法の実施体制の整備・充実を引き続き促進する。
- 手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法のそれぞれを専門的に行う医師が協力して集学的治療に当たる体制の構築を引き続き促進する。
- 拠点病院を中心に、医師による十分な説明と患者やその家族の理解の下、インフォームド・コンセントが行われる体制を整備する。
- 手術療法、放射線療法、薬物療法等の各種医療チームを設置するなどの体制を整備する。

③ 緩和ケア

ア 緩和ケア提供体制の整備

- 医療機関に設置された緩和ケアチーム、ホスピス・緩和ケア病棟、在宅療養支援診療所、一般の診療所等による地域連携により、心のケア等を含めた緩和ケアを、患者の療養場所を問わず提供できる体制整備を促進する。
- 拠点病院を中心に、緩和ケアチームや緩和ケア外来の診療機能の向上を図る。

イ 医療従事者の育成

- 緩和ケアに関する知識や技能を有する医師、精神腫瘍医、緩和ケアチームを育成していくための研修受講を引き続き促進する。
- 緩和ケア研修会の質の維持向上を図るため、患者の視点を取り入れつ

つ、研修内容の更なる充実を図る。

④ 在宅医療

ア 在宅医療提供体制の整備

- 在宅医療を実施する医療機関の拡充や、多職種の連携による 24 時間対応が可能な体制整備を促進する。
- 退院時のケア体制充実のため、急性期病院や施設の医師等と在宅医療を担うかかりつけ医、訪問看護師、薬剤師等による退院時カンファレンス体制の確立と普及を促進する。 等

イ 地域連携体制の整備

- 各地域において在宅医療の関係機関・団体の「顔の見える関係」が構築できるよう、在宅医療推進センターにおいて市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、地域の中核的な病院、介護事業者等との連携を推進するための会議開催を促進する。 等

ウ 医療・介護従事者等の人材育成と県民への普及啓発

- 在宅医療関係機関の医療・介護従事者等の人材育成について、市町村、医師会等の関係団体と連携し、多職種の連携や必要な知識・技術の習得に係る研修の実施を促進する。
- 自宅や住み慣れた地域で受けられる医療・介護や看取りに関する情報について、市町村、関係団体と連携して県民への普及啓発を図る。 等

(3) 希少がん及び難治性がん対策

- がん診療連携拠点病院等の役割分担に基づく医療機関間の連携体制の整備を推進する。 等

(4) 小児がん及びAYA世代のがん対策

- 小児がんの医療を確保するため、小児慢性特定疾患等の医療費助成を行う。
- 県内における小児がん診療・支援の拠点整備に向けた取組を推進する。
- 小児・AYA世代におけるがん患者への妊孕性温存療法に係る体制整備を推進する。 等
- 将来こどもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者が希望を持ってがん治療に取り組めるよう、妊孕性温存療法等の治療費助成を行う。

(5) 高齢者のがん対策

- 今後、国が策定する高齢者のがん診療に関する診療ガイドラインについて、がん診療連携拠点病院等への周知を図り、適切な医療が提供される環境を整備する。

(6) 臨床研究等の適切な実施および情報提供

- がん診療連携拠点病院等が患者に対し、臨床研究等の適切な実施及び情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関への紹介を行う。 等

3 がんとの共生

(1) がん医療に関する相談支援及び情報提供

ア 相談支援体制の整備

- ピア・サポートの推進など、がん患者・経験者との協働により相談支援の充実を図る。 等

イ 情報提供体制の整備

- 拠点病院における診療実績、専門的にがん診療を行う医師及び臨床試験の実施状況に関する情報を、がん患者とその家族にとってわかりやすく提供する体制整備を促進する。 等

(2) 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援

- がん診療連携拠点病院等に設置された緩和ケアチーム、ホスピス・緩和ケア病棟等による地域連携について検討する。
- がん診療連携拠点病院等において、がん患者がセカンドオピニオンを受けやすい体制の充実を図る。 等

(3) がん患者の社会的な問題への対応（サバイバーシップ支援）

① 就労支援について

- 相談支援・情報提供体制の整備に向け、関係機関が連携し、県内のがん患者やその家族、経験者のニーズの把握や対策の検討を行う。 等

② アピアランスケアについて

- 外見（アピアランス）の変化に起因するがん患者の苦痛軽減を図るため、医療用補整具の購入費助成等を通じ、アピアランスケアを推進する。

③ その他の社会的な問題について

- がん患者の自殺対策について、がん診療連携拠点病院等をはじめとする医療従事者等により適切な支援が行われる体制の整備を図る。
- がんに対する偏見の払拭に向けた普及啓発等に取り組む。

(4) ライフステージに応じた療養環境への支援

① 小児・AYA世代について

- 小児がんの治療を受けた方への総合的な長期フォローアップ体制を確立し、QOLの更なる向上を図る。
- 小児・AYA世代のがん患者が療養中に適切な教育を受けられるよう、小児慢性特定疾病児童等自立支援員による就学支援や、その後の就労に向けた相談支援を実施する。

② 高齢者について

- がん診療連携拠点病院等が患者やその家族等の療養生活を支えるための体制を整備する。 等

4 これらを支える基盤の整備

(1) がん登録

- がんの罹患状況を把握するためのがん登録を推進するとともに、得られた結果を活用した広報や情報提供の充実を図る。

(2) 骨髄移植事業の推進

- 骨髄バンクドナー登録の機会を確保できる体制の確立と普及を推進する。

(3) がん教育・がんに関する知識の普及啓発

- がん教育の推進に向け、外部講師の活用に係る地域連携体制を構築するとともに、企業等との連携により、職域を含めたより広い範囲への普及啓発を図る。

(4) 人材育成の強化

- がんに関する主な治療法の知識を持った医師に加えて、がん治療全般を理解しつつ、最適な医療を提供しうる知識と技能を有する医師の養成を促進する。 等

(5) デジタル化の推進

- 「がん予防」「がん医療」「がんとの共生」の各分野におけるデジタル化推進について検討する。 等

(6) 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策

- がん検診提供体制の整備及び受診行動の回復に向け、平時における対応について検討する。
- 新興感染症発生・まん延時のがん医療提供体制の整備を推進する。

第6章 計画の推進体制

- 県民、企業等、保健医療関係者、教育関係者、行政等がそれぞれの役割を認識し、その役割を果たすよう努めるとともに、相互に協力して取組を進める。

1 県民の役割

- ・ 生活習慣について正しい知識を持ち、がんの予防に注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努める。

2 企業等の役割

- ・ 従業員のがん検診受診やがん予防に重要な生活習慣改善など健康づくりに取り組むことができる職場環境及び福利厚生整備に努める。

3 保健医療関係者等の役割

(1) 医療機関

- ・ 適切ながん医療が提供できるよう、必要な設備の整備や医療従事者への研修など医療技術の向上に努める。

(2) 検診機関

- ・ 質の高い検診を提供できるよう、検診機器の整備や検診の精度管理に努める。

(3) (公財)新潟県健康づくり財団[(公財)日本対がん協会新潟支部]

- ・ がんに関する知識の普及や検診受診に関する普及啓発に努める。

(4) 新潟県がん診療連携協議会

- ・ 本県におけるがん医療の質の向上を進めるため、拠点病院間のネットワークの構築等について検討するほか、協議会に設置する部会において緩和ケア体制の充実や地域連携クリティカルパスの普及等について検討する。

(5) 長期療養者就職支援担当者連絡協議会

- ・ 本県における長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援を円滑に実施するため、関係機関によるネットワークを構築し、長期療養者の就職支援に係る連携事項等について協議する。

(6) 地区組織等

- ・ 市町村と連携し、がんに関する知識の普及や検診の受診勧奨に努める。

(7) その他保健医療関係団体

- ・ 医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等は、会員の資質向上に努め

るとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。

4 教育関係者の役割

- ・ 児童及び生徒が、発達段階に応じて、がんに関する理解及び関心を深めるための教育の推進に努める。

5 行政の役割

(1) 県の役割

- ・ 県計画に基づき、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。
- ・ 市町村や関係機関におけるがん対策の推進を支援するほか、がん対策を効果的に推進するための先進的・効果的施策を積極的に立案し、関係機関と連携の上、実行する。

【新潟県がん対策推進協議会】

- ・ がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、協議会において県計画の評価を行う。
- ・ 県は、県計画における目標の達成状況や施策の進捗状況を把握し、課題を抽出して、課題の解決に向けた施策の策定や取組の改善に努める。

【関係会議との連携】

- ・ 新潟県たばこ対策推進協議会など、がん予防・早期発見、医療に係る関係会議との連携により、効果的、効率的な計画の推進を図る。

【がん患者等からの意見聴取】

- ・ がん患者や家族等から意見聴取する機会を確保するほか、相談支援センター等に寄せられた相談等の内容を的確に把握する。

(2) 市町村の役割

- ・ がん検診やがん予防に関する取組を地域特性に応じて計画的かつ効果的に推進するよう努める。
- ・ 県や他市町村、医療機関、検診機関、企業等と連携し、がん検診の受診率向上をはじめがん対策の推進に資する取組を推進する。